










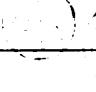


		課所名		情報管理課				
起案	決裁	完結	文書分類記号				保存種別	廃棄
平成20年 3月27日	平成20年 3月28日	平成 年 月 日	款	項	目	節	第種	平成 年 月 日
担当者		起案責任者				検討者		決裁者
 情報管理課長 内 2131								 企画部長
発信番号 (第 号) 施行 平成 年 月 日		意見						
あて先		合議者						
		課長補佐兼運用管理係長		北川町農林課長	管財課長	財政課長	企画課長	
発信者名 文書取扱主任 公印								
								

件名 延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業（北川・島浦地区）に伴うケーブル網及び伝送設備の賃貸借に関する契約（IRU契約）の締結について（伺い）

（別紙 枚）

この度、北川町及び島浦町への延岡市ケーブルテレビエリア拡大工事が完了し、同地区では4月から本放送を開始の予定です。

つきましては、別紙のとおり株式会社ケーブルメディアワイワイとIRU契約を締結し、ケーブルテレビ設備及び機器を貸与することとしたいがよろしいか。

（裏面へ）



< IRU 契約とは >

IRU (Indefeasible Right of User : 破棄し得ない使用权)

契約(協定)によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权のこと

- IRU 契約を締結することにより光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である電気通信事業者が電気通信回線設備を支配・管理するものとして規律されることとなり、貸し手である設備の所有者(地方公共団体)は、電気通信事業法・有線電気通信法(昭和28年法律第96号)の規定に基づく登録又は届出等を行う必要はない。
- IRU により借り手が設備を支配・管理していると認められるためには、その契約において、以下の要件が充足されていることが必要である。
  - i) 使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
  - ii) 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。
  - iii) 電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
  - iv) 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。
    - ア) 使用契約期間が10年以上であること。
    - イ) 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点を確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
      - A 契約の自動更新の定めがあること。
      - B 電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと。
    - ウ) その他ア)、イ)に類する特別の事情があると認められるものであること。

(総務省 「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」より)

## ケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関する契約書（案）

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有するケーブル網及び伝送装置（平成19年度整備のもの）の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本契約の対象）

第1条 本契約は、甲が所有するケーブル網及び伝送装置のうち、添付別紙（以下「別紙」という。）の1に記載する施設（以下「本施設」という。）を対象とする。

### （本施設）

第2条 本施設の芯線数、装置数等の明細は別紙の2「貸付機器料金表」記載のとおりとする。

### （使用の原則）

第3条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第6条に定める使用期間中、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

2 甲は、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が安定的に行えるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行う。

### （乙の設備との接続等）

第4条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2 本施設と乙が所有する伝送装置等との接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

3 前項の接続については、責任分岐点を明確にし、それぞれの施設をそれぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

### （使用開始日）

第5条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、本施設が適切な仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下「使用開始日」という。）を通知する。なお、使用開始日は、平成20年4月1日を目処とする。

### （使用期間）

第6条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成30年3月31日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

(貸付料)

第7条 本施設の貸付料(月額)は、延岡市財産条例(昭和55年条例7号)第9条の規定を準用し、本施設の時価評価額に100分の6を乗じた額を12で除すことにより算定し、月額1,241,116円(消費税額及び地方消費税額59,100円を含む。)とする。

なお、諸般の事情で必要が生じた場合は、甲乙協議の上貸付料(算定方法を含む)を見直すこととする。

- 2 使用期間が1ヶ月に満たない月の貸付料は、貸付料(月額)を当該月の日数で除して得た金額(以下「日割額」という)に当該月の使用日数を乗じた額とする。
- 3 乙は、別紙の3に記載する支払い予定表に基づき、料金対象期間分の貸付料を支払期日までに甲に支払うものとする。
- 4 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 5 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数(甲が第13条第1項又は第2項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間(60分未満を切り捨てた1時間単位の時間)を24で除して得た値の整数部分)を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。
- 6 前条第2項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

(遅延損害金)

第8条 乙は、乙の責めにより前条第3項に定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率6%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

(関係行政官庁への手続)

第9条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

2 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

(施設の移設等)

第10条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

2 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、貸付料の変更その他の貸付け条件について、甲乙間で別途協議するものとする。

(保守管理等)

- 第11条 甲は、本施設が安定的に使用できるように保守管理に努めるものとする。
- 2 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。
  - 3 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。
  - 4 前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。
- 2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。
  - 3 本施設が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

(障害等の復旧)

- 第13条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。
  - 3 前2項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
  - 4 甲及び乙は、天災、地変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

(権利義務の譲渡及び承継)

- 第14条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は合併、会社分割その他の包括承継による場合でその旨を事前に相手方に通知したときは、この限りではない。

(秘密の保持)

- 第15条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 取得した相手方の情報の甲又は乙の内部における利用については、本契約の履行の目的のみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
  - 3 本条の規定は、本契約の解除又は本施設の使用期間満了後といえども、有効に存続する。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 乙が本契約に係る有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。
- (3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間において本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。
- (2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、解除の日の属する月の貸付料は、日割額に当該月の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

4 第1項及び第2項に基づく解除は解除当事者が相手方に対して損害賠償の請求を行なうことを妨げない。

(契約の変更)

第17条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

(契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

(端数処理)

第19条 日割額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(通知義務)

第20条 甲及び乙は、次に掲げる事項が生じた場合、又は判明した場合は、直ちに相手方に書面により通知しなければならない。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 事業の譲渡又は法人の合併
- (3) 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (4) 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し
- (5) その他本契約の履行に必要な事項

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

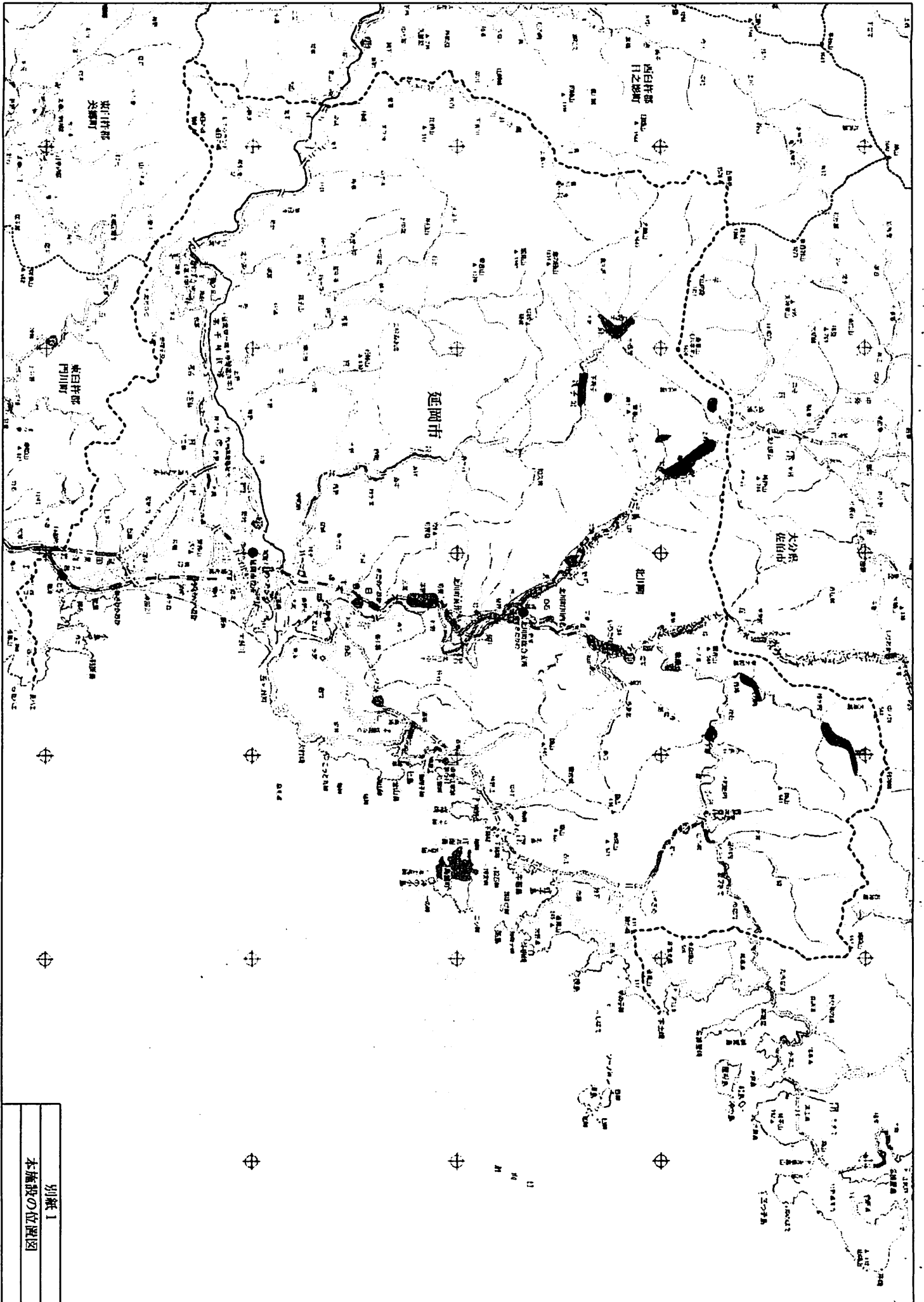
(乙) 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役 水永正憲



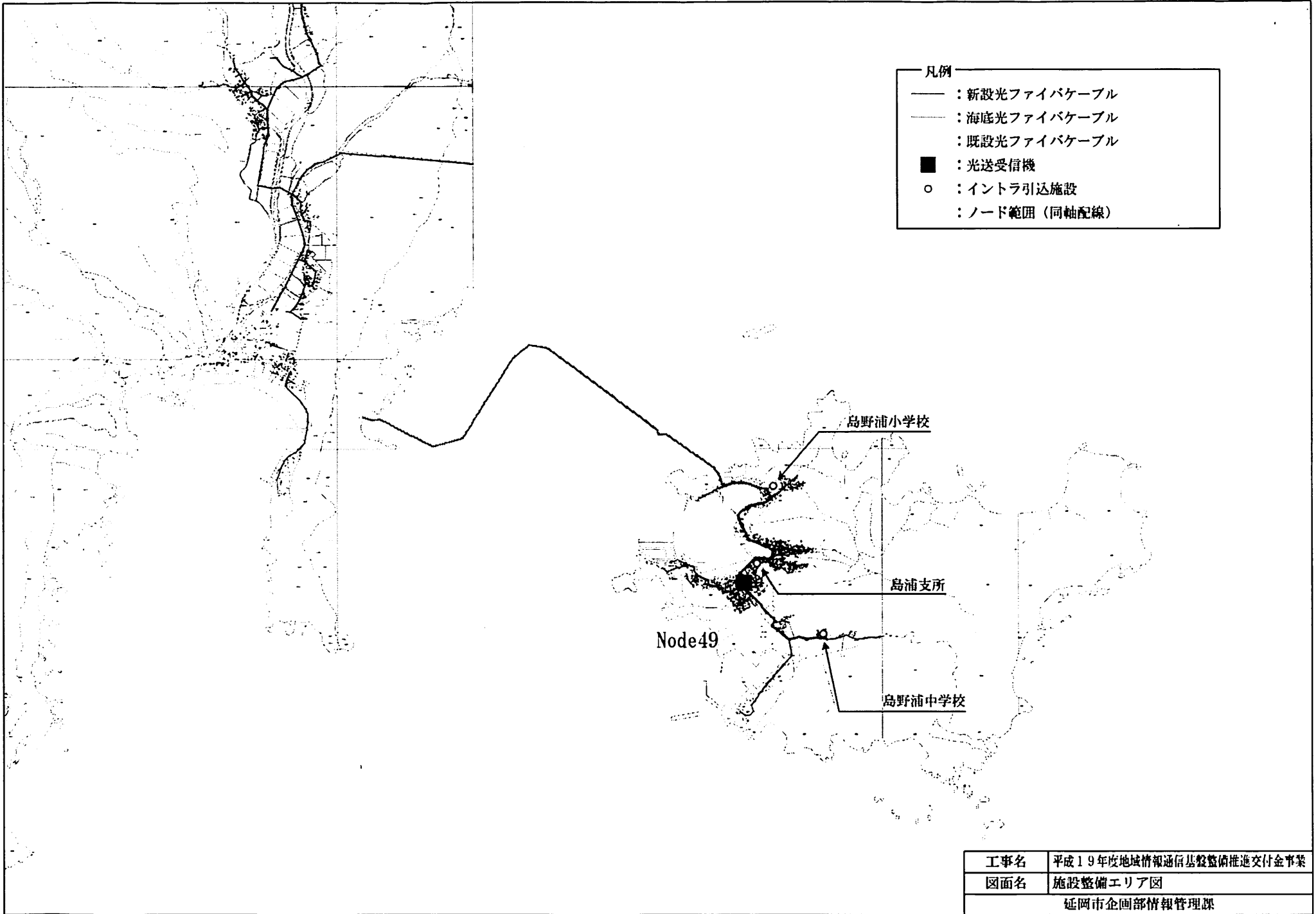
(別紙)

1. 本施設の内容及び位置
2. 「貸付機器料金表」
3. 支払い予定表

料金対象期間	支払期日
第1四半期（4月1日から6月末日まで）	6月末日
第2四半期（7月1日から9月末日まで）	9月末日
第3四半期（10月1日から12月末日まで）	12月末日
第4四半期（1月1日から3月末日まで）	3月末日



別紙 1  
本施設の位置図



工事名	平成19年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業
図面名	施設整備エリア図
延岡市企画部情報管理課	

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
<b>A 延岡市北川町情報基盤整備事業 整備機器</b>					
1.	本体施設、設備				
1)	送出設備等				
<1>	ヘッドエンド設備				
1	パイロット信号発生器	MP-PG(2波)ユニットタイプ°	式	1	872
2	パイロット信号発生器	OPG-22R相当品	式	1	960
3	混合分配ユニット用サブラック	2ピッチ	式	5	960
4	混合分配ユニット用サブラック	4ピッチ	式	2	520
5	サブラック電源	4ピッチ	式	2	556
6	サブラック	ユニット装着タイプ°4ピッチ	式	2	486
7	2混合器	ユニットタイプ°	式	4	1,536
8	4混合器	ユニットタイプ°	式	6	2,160
9	8混合器	ユニットタイプ°	式	4	1,320
10	2分波器	ユニットタイプ°	式	4	1,536
11	4分波器	ユニットタイプ°	式	5	1,800
12	8分波器	ユニットタイプ°	式	4	1,320
13	安定化電源(分電盤)		式	3	696
14	収納架	ブランクパネル含む	式	3	4,572
15	下り補償増幅器	ユニットタイプ°	台	5	1,496
16	上り補償増幅器	ユニットタイプ°	台	5	1,444
17	RF切替器自動		式	1	960
18	非常用発電装置	20KVA工事材料込み	式	1	25,176
19	無停電電源装置	7,5KVA10分	式	1	2,640
20	流合雑音監視装置測定カード	RPM-2000	式	4	9,744
<2>	WDM光送受信装置				
1	光送信機モジュール		台	8	16,640
2	光受信機モジュール	2波分	台	8	9,216
3	フィルタモジュール		台	4	11,136
4	SV-IP盤		台	4	3,584
5	電源ユニット		台	10	5,120
6	サブラック		台	5	2,560
7	高密度型1×2光スプリッタ		台	2	768
8	サブシャーシ		台	2	422
<3>	ステータスマニターセンター設備				
	ステータスマニターサブセンター装置		式	1	528
<4>	光関連設備				
1	光AM伝送送信装置	ユニット型4ピッチ	式	27	43,200
2	光AM伝送受信装置	ユニット型4ピッチ	式	17	9,520
3	光AM伝送送信ユニット	高出力型	式	5	14,400
<5>	ケーブルモデムセンター装置				
1	モデムカード	U10-5X20HD	台	1	70,800
2	RFSWITCH	CAB520TPMF	台	1	712
<6>	地上デジタルセンタ設備パススルー方式				
1	テレビ信号プロセス装置	OFDM用ユニットタイプ°	式	4	12,832
2	サブラック	サブラックファン含む	式	1	2,340
3	サブラック電源		式	1	278
4	8分配器		式	1	240
5	8混合器		式	1	240
6	出力増幅器		式	1	1,644
2)	伝送路設備				

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
<1>	伝送路設備機器				
1	双方向幹線分岐増幅器	MP-TWBA-770(ST含)	台	236	132,160
2	双方向延長増幅器	MP-WEA-770(ST含)	台	77	18,480
3	無停電電源装置(320V)バッテリー有	MP-UPS-320長寿命	台	104	83,200
4	自動復旧ブレーカ装置	MP-ARB-15A	台	104	25,209
5	幹線1分岐器	MP-DC-770-61,81	台	47	1,624
6	幹線2分岐器	MP-SP-770-02	台	49	1,724
7	タップオフ2分岐(3dB)	MP-TO-770-82,112,142,172,202	台	722	10,512
8	タップオフ4分岐(3dB)	MP-TO-770-114,144,174,204	台	165	2,587
9	タップオフ2分配	MP-TO-770-02	台	10	145
10	タップオフ4分配	MP-TO-770-104	台	1	15
11	タップオフ8分岐	MP-TO-770-148,178	台	2	74
<2>	光関連機器				
1	光AM伝送送受信装置高出力型	柱上型、双方向、ST含	台	31	62,000
2	成端接続箱	~200芯コネクタ接続型	箱	1	3,073
3	柱上接続箱	~72芯直線	箱	72	4,230
4	柱上接続箱	~72芯片分岐	箱	32	1,880
5	柱上接続箱	~200芯片分岐	箱	1	437
<3>	光ファイバ				
1	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	4芯テープスロット型	m	23,038	16,818
2	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	8芯テープスロット型	m	12,395	10,312
3	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	12芯テープスロット型	m	12,398	11,108
4	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	16芯テープスロット型	m	4,611	4,051
5	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	24芯テープスロット型	m	9,148	7,315
6	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	28芯テープスロット型	m	5,128	5,192
7	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	32芯テープスロット型	m	4,459	3,732
8	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	36芯テープスロット型	m	3,659	3,764
9	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	40芯テープスロット型	m	5,292	5,402
10	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	44芯テープスロット型	m	3,206	2,939
11	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	56芯テープスロット型	m	2,704	3,454
12	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	60芯テープスロット型	m	736	2,359
13	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	64芯テープスロット型	m	3,210	12,366
14	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	68芯テープスロット型	m	1,278	5,549
15	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	72芯テープスロット型	m	465	1,630
16	光ファイバ'メッセン22mm <sup>2</sup>	184芯テープスロット型	m	157	1,312
17	光ノードケーブル	10m/本	本	31	1,364
2.	附帯設備等				
1)	材料部品費				
<1>	同軸ケーブル関連材料				
1	同軸ケーブル幹線用	12C	m	56,843	35,242
2	同軸ケーブル分配線用	12C	m	61,501	38,130
3	ケーブルコネクタ	12C	個	2,848	13,670
4	光コードコネクタ	片端コネクタ付4芯用	本	47	847
5	防水チューブ	コンチューブ	個	2,848	2,563
6	終端抵抗	FT型	個	639	2,504
7	終端抵抗	F型	個	2,144	1,715
<2>	支持柱関連材料				
1	根かせアングル	φ 127.139用	組	213	1,073
2	沈下防止プレート		個	213	460
3	鋼管柱(TS)(ZC)	8m	本	32	4,326
4	根かせアングル	φ 127.139用	組	32	184
5	沈下防止プレート		組	32	69

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
<3>	支柱・支線関連材料				
1	支線アンカー	3号(ワコー)	個	80	1,196
2	支線ワイヤー	38mm <sup>2</sup>	m	800	291
3	巻付グリップ	38mm <sup>2</sup>	個	160	214
4	支線ガード		本	80	704
5	シンプル	丸型18mm	個	80	31
6	自在ハント	3BD-HD-12	個	80	293
<4>	架渉・装柱材料				
1	自在ハント	4BD-HD-12T	個	445	2,121
2	自在ハント	4BD-HD-17T	個	892	4,527
3	自在ハント	4BD-HD-23T	個	148	824
4	吊架金物	SS型	個	1,659	1,586
5	吊架金物	だるま型	個	619	1,770
6	吊架金物	振分型	個	936	3,369
7	スパイラルスリーブ	15mm	m	1,953	3,124
8	丸シンプル		個	747	295
9	巻付グリップ	22sq	本	1,311	1,756
10	アースクランプ		個	747	268
11	接地線	IV5.5	m	410	96
12	腕金	1500A	本	465	5,338
13	アームタイ	1000	個	465	2,008
14	アームタイハント	250	個	465	3,906
15	ノーアームタイ		本	465	6,472
16	余長処理金物	J型	本	314	6,175
17	スパイラルハンガー	1.5m/本	本	34,000	25,840
<5>	電源引込材料				
1	同軸ケーブル(丸)	12C	m	12,170	5,062
2	ケーブルコネクタ	12C	個	416	1,996
3	防水チューブ	コンチューブ	個	416	374
4	電力ケーブル	VVF-2.0mm×2C	m	1,456	483
5	硬質ビニール電線管	VE16mm×4000	本	208	212
6	硬質ビニール電線管	VE28mm×4000	本	208	488
7	ターミナル・エントランスキャップ	16mm	個	208	176
8	ステンレスハント	SFT-N106	個	3,120	1,847
9	リングサドル	SFW-10	個	3,120	361
10	自在ハント	CABD-14	個	208	647
11	自在ハント	IBT308PS取付用	個	208	316
12	自在ハント	IBT206ブレーカ取付用	個	208	246
13	電力線引留金具	L=900(L型アングル)	個	104	255
<6>	接地材料				
1	接地棒	14φ×1500	本	541	2,510
2	接地線	IV5.5mm <sup>2</sup>	m	5,410	1,276
3	アースクランプ		個	2,164	779
4	硬質ビニール電線	VE16mm×4000mm	本	271	277
5	ステンレスハント	SFT-N106	個	608	359
6	リングサドル	SFW-10	個	2,164	251
7	ステンレスハント	SFT-N12	個	3,890	2,691
3.	バックアップルータ設備等				
1	光ケーブル	8芯	m	6100	5,075
2	クロージャ	AOタイプ	台	5	320
3	光コード	20m 2芯フラット	本	6	432

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
4	光コード	両端コネクタコード	本	6	120
5	外部変調型光送信機	8.5dB出力タイプ	台	2	49,974
6	下り光受信機		台	1	936
7	下り光増幅器	高出力タイプ	台	3	51,891
8	光用サブラック	光送受信機用	台	1	2,008
9	サブラック用電源ユニット		台	2	2,524
10	WDM用光増幅器	多重波長用	台	2	8,315
11	光カプラ		台	1	212
12	光カプララック		台	1	190
13	RF-SW		台	1	2,514
14	光監視装置本体		台	1	33,260
15	制御ソフトウェア		本	1	2,080
合計金額					1,066,395
A. 合計金額(消費税後)					1,119,714

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
<b>B 延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業(第4工区) 整備機器</b>					
I	本体施設、設備				
ア)	線路設備・伝送設備				
1	光ケーブル8芯		m	190	256
2	光ケーブル12芯		m	680	651
3	光ケーブル16芯		m	430	329
4	片端光コネクタ付4芯光ケーブル	L=10m、光コード用	本	1	165
5	架空用クローシャー		面	5	723
6	光ノード(屋外型光伝送装置)	STM付	台	1	3,567
7	双方向幹線分岐増幅器(TBA)	STM付	台	13	17,178
8	双方向延長増幅器(EA1出力)	STM付	台	7	3,468
9	双方向延長増幅器(EA2出力)	STM付	台	8	3,964
10	無停電電源供給器(320VA・2h)	STM付	台	8	16,461
11	双方向幹線2分配器		台	9	297
12	双方向幹線1分岐器		台	1	33
13	8分岐タップオフ(1GHz)	無停波型	台	39	1,708
14	8分配タップオフ(1GHz)		台	3	130
15	4分岐タップオフ(1GHz)	無停波型	台	41	1,207
16	4分配タップオフ(1GHz)		台	2	57
17	2分岐タップオフ(1GHz)	無停波型	台	39	1,074
18	2分配タップオフ(1GHz)		台	1	27
19	FT型コネクタ		個	358	3,379
20	FT型ダミー抵抗		個	42	99
21	F型ダミー抵抗		個	588	416
22	同軸ケーブル	12Cパイプ	m	9,853	10,230
23	メッセンジャーワイヤ	30sq吊架材用	m	6,974	4,937
24	自営柱(PS柱)ZC-8.0	付属配管、電線類、コンクリート巻含む	組	8	2,053
25	自営柱(建替柱)ZC-8.0	根かせ等含む	組	11	2,486
26	自動復旧ブレーカー	PS用	式	8	1,434
27	装柱材料	パターンA	組	21	1,105

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
28	装柱材料	パターンB	組	13	736
29	装柱材料	パターンC	組	31	293
30	装柱材料	パターンD	組	41	569
31	装柱材料	パターンE	組	44	405
32	装柱材料	パターンE'	組	26	547
33	装柱材料	パターンF	組	11	84
34	装柱材料	パターンG	組	7	80
35	接地材料		箇所	73	828
36	余長処理金物	J型、腕金等含む	箇所	13	122
合計金額					81,098
B.合計金額(消費税後)					85,152

番号	名称	適用	単位	数量	貸付月額
<b>C 海底ケーブル敷設事業 整備機器</b>					
1	光ケーブル16芯	SM	m	2,445	32,836
2	光ケーブル端末処理材		個	2	1,244
3	光成端架箱		式	1	444
合計金額					34,524
C.合計金額(消費税後)					36,250

● 全体合計

項目	貸付月額
A 延岡市北川町情報基盤整備事業 整備機器	1,119,714
B 延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業(第4工区) 整備機器	85,152
C 海底ケーブル敷設事業 整備機器	36,250
全体合計月額(消費税後)	1,241,116

※参考(貸付年額)	14,893,392
-----------	------------



# ケーブルテレビエリア拡大事業収支説明

## 【延岡市の歳入】

(単位:千円)

	項目	説明	H18年度 事業分	H19年度 事業分	合計	H20予算額	予算との 差異
1	設備貸付料	ケーブルメディアワイワイ(株)への ケーブルテレビ施設貸付料	54,112	14,893	69,005	91,112	▲ 22,107

## 【延岡市の歳出】

(単位:千円)

	項目	説明	H18年度事業分	H19年度事業分	合計	H20予算額	予算との 差異
1	支障移転等工事負担金	支障移転等,毎年変動有	10,000	2,945	12,945	12,118	827
2	施設保守委託料	ケーブルメディアワイワイ(株)へ設 備の保守を委託	30,000	6,500	36,500	59,000	▲ 22,500
3	使用料及び賃借料	電柱共架料、民地使用料等	10,755	4,555	15,310	15,241	69
4	需用費	電気料金	2,484	1,766	4,250	4,752	▲ 502
	歳出合計		53,239	15,766	69,005	91,111	▲ 22,106

収支の差	873	▲ 873	▲ 0	1
------	-----	-------	-----	---